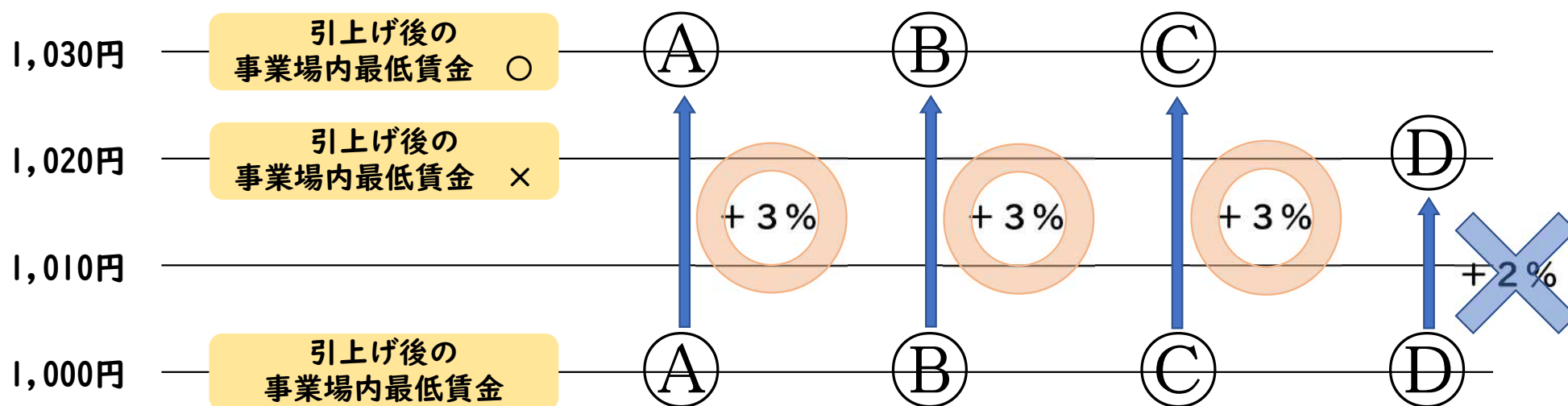


# 事業場内最低賃金の引上げ対象者の考え方

## 同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合

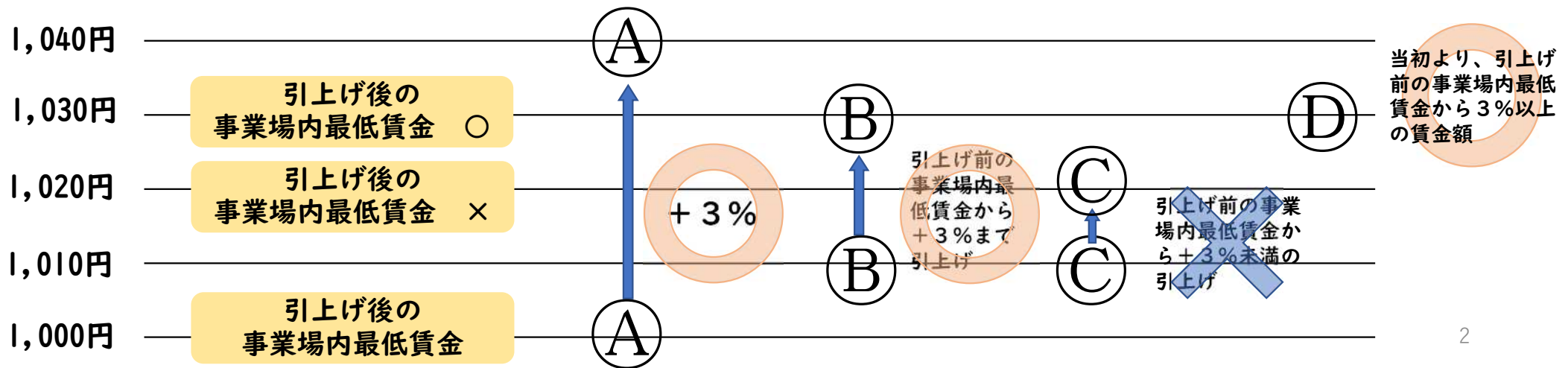
- ・同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合には、その全ての労働者について、賃金を3%以上引き上げる必要があります。
- ・下記のケースでは、①②③の3人については3%以上引き上げていますが、④については3%未満の引上げのため、要件を満たしません。



# 事業場内最低賃金の引上げ対象者の考え方

## 事業場内最低賃金を引き上げた結果、賃金額を追い越される者がいる場合

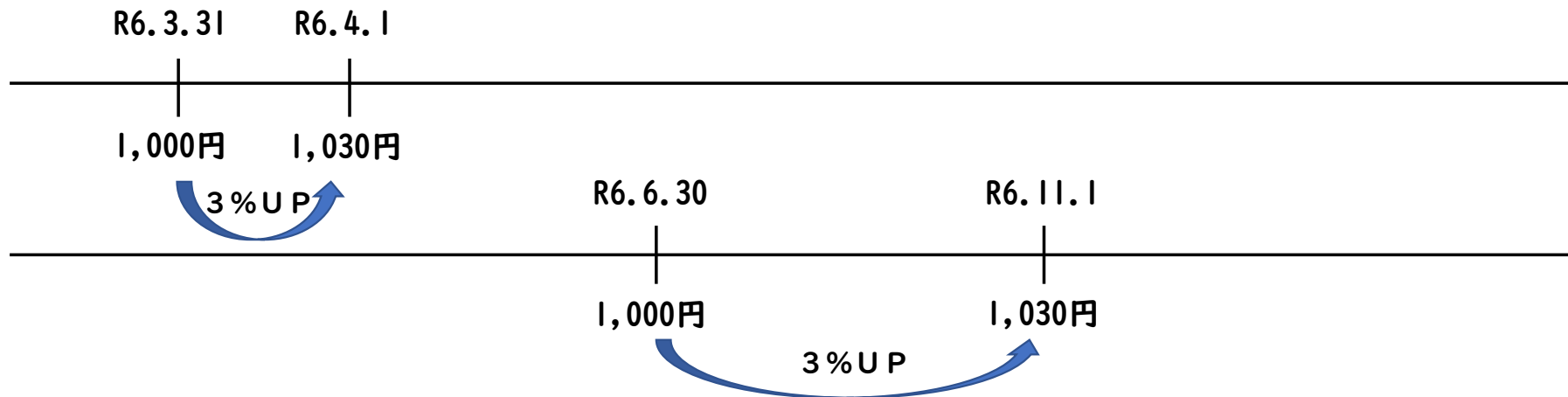
- ・事業場内最低賃金を引き上げた結果、賃金額を追い越される者がいる場合には、その者についても引上げ前の事業場内最低賃金額から3%以上引き上げる必要があります。
- ・下記のケースでは、引上げ前の事業場内最低賃金額である①の賃金額（1,000円）を4%引き上げた結果、②③④が賃金額を追い越される者となります。
- ・この場合、②は引上げ前の事業場内最低賃金額（1,000円）を3%引き上げた賃金額（1,030円）以上の水準まで引き上げているため要件を満たします。
- ・一方で、③は引上げ前の事業場内最低賃金額（1,000円）を3%引き上げた賃金額（1,030円）未満の水準までの引上げに留まっているため、要件を満たしません。
- ・なお、④は当初より、引上げ前の事業場内最低賃金額（1,000円）を3%引き上げた賃金額（1,030円）であるため、要件確認の対象とはなりません。



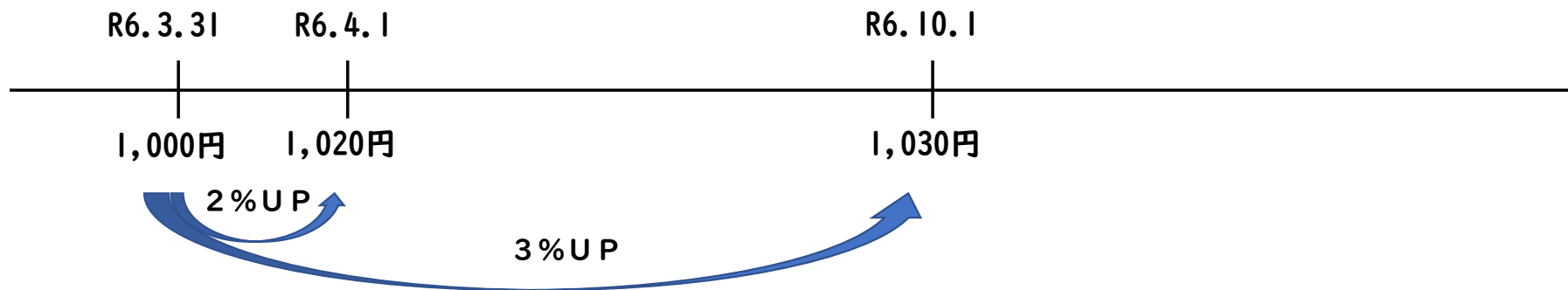
# 事業場内最低賃金の引上げ時期の考え方

## <要件を満たすケース>

### ①R6.4.1以降に賃金を3%以上引き上げた場合



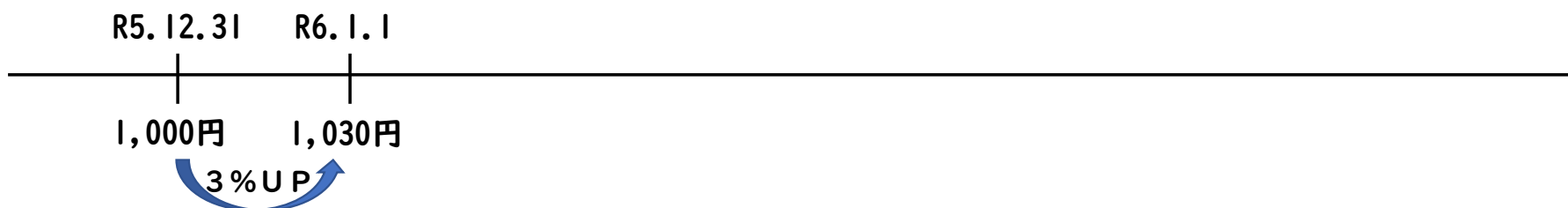
### ②R6.4.1以降に段階的に賃金を3%以上引き上げた場合



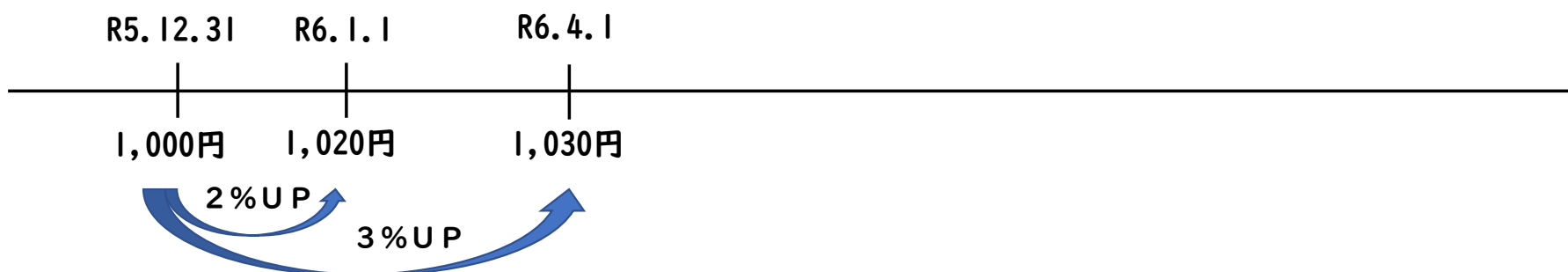
# 事業場内最低賃金の引上げ時期の考え方

## <要件を満たさないケース>

①R6.3.31以前に賃金を3%以上引き上げた場合



②R6.4.1以降に段階的に賃金を3%以上引き上げた場合



③賃金引上げ期限以降に賃金を3%以上引き上げた場合

